

令和6年3月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

陸前高田市長 佐々木 拓

市町村名 (市町村コード)	陸前高田市 (032107)
地域名 (地域内農業集落名)	生出地区 (清水、三の戸、的場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 人口減少、高齢化、担い手・後継者の不足。
- ほ場条件が整っていない(水田の面積が小さい、日照不足)
- 鳥獣被害が多い。
- 中心部から離れた山間部。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 耕作放棄地対策として、そば・大豆・菜の花を栽培し、加工した商品を、産直等で販売する。
- 高齢化対策として、高齢者でも取り組みやすい野菜(白菜等)を栽培する。
- 作業受託者が作業しやすい環境を整える。また集落で機械を集約して地域全体で米づくりをおこなう。
- 各集落ごとに設置したシカ網の見回りをするなど、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組み、生産意欲を減少させないようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○作業受託者が作業しやすい環境を整えるなど集約化に向けた取組について検討していく。 ○新規参入を促進して新規参入者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業をリタイヤ・経営転換する人及び担い手の分散錯圖を解消するために利用権を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
○作業受託者が作業しやすい環境を整える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着までの取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○地域内で農作業の効率化及び遊休農地の発生防止を図るため、農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落ごとに設置したシカ網の見回りを実施するなど、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組み、生産意欲を減退させないようにする。
- ⑥菜の花を栽培し、なたね油を加工に取り組む。
- ⑦中山間地域等直接支払制度対象集落を中心に農地の保全・管理を行う。
- ⑩耕作放棄地対策として、そば・菜の花・野菜・果樹等の栽培に取り組む。6次産業化としてそば・なたね油・漬物の加工販売に取り組む。